食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準 (案) についての意見募集 記入様式

【※氏 名】[特定非営利活動法人 消費者支援機構関西] (法人その他の団体にあっては名称/部署名等)

【職業(任意)】[適格消費者団体]

【※住 所】[〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町一丁目1-1天満橋千代田ビル]

【※電 話 番 号】[06-6920-2911]

【※御 意 見】御意見が条番号又は項目一つにつき 600 字を超える場合、その内容の要旨も記載してください

条番号	項目	御意見・理由
		そもそもいわゆる健康食品の機能性表示を可能とする仕
		組みを新たに創設すべきではない。
		【理由】現状でもいわゆる健康食品においては、医薬品
		成分が含まれていたり、健康被害を発生させたり、(暗示
		的に)表示・広告された機能についての科学的根拠が薄
		弱なものもあって、消費者の安全や選択の自由にとって
		かえって弊害となる状況が存在している。各事業者の責
		任において科学的根拠のある機能性表示をする仕組みで
		は、自社の商品に有利な評価が安易にされることが懸念
		され、その結果現在の状況がさらに悪化することを危惧
		せざるをえない。
		自社における試験論文において捏造や数値操作等の不正
		が発生した場合の経済的ペナルティを新たに設けるべき
		である。
		【理由】現行では食品表示法違反による罰金が想定され
		ていると思われるが、罰金の最高金額が低く、不正を抑
		止する動機づけとしては弱すぎ、制度の趣旨に則った運
		営が損なわれる危険性がある。
		機能性表示の根拠となる論文等の情報公開に関しては、
		元論文の表示と共に、拡大解釈につながらない配慮は前
		提としつつ、消費者に分かりやすい要約も義務とすべき
		である。
		【理由】元論文の公開は科学的評価のために不可欠であ
		る。ただし、一般消費者にとっては難解である場合が多
		く、正当な判断につながらない恐れがある。誤認につな
		がる強調や省略は排除しつつ、要約版も公開すべきであ

		る。
		2年後に期待されるとある施行状況の検討は、表示に限
		定せず広告等も含めた機能性食品制度トータルで行うべ
		きである。
		【理由】真に検討されるべきは機能性食品の安全性の確
		保と消費者が誤認無く正当に商品選択を行えるかどうか
		である。とりわけ後者は表示のみではなく広告の果たす
		役割が大きい。いわゆる健康食品事業の現状を見るにつ
		け、暗示やほのめかしによってエビデンス以上の消費者
		への訴えがないかどうか厳しく見直す必要があると思わ
		れる。
3条	機能性及び安全	機能性食品の販売にあたっては、左記の表示は広告にあ
	性について、国	たっても義務付けるべきである。
	による評価を受	【理由】機能性食品の摂取が医療受診の妨げや健康悪化
	けたものでない	につながることを避ける意味からも、機能性への過度の
	日日	期待を避け、誤認無く正当に商品選択を行う意味からも、
	バランスのとれ	必要である。
	た食生活の普及	
	啓発を図る文言	
	疾病の診断、治	
	療、予防を目的	
	としたものでは	
	ない旨	
	疾病に罹患して	
	いる者、未成年、	
	妊産婦(妊娠を	
	計画している者	
	を含む。)及び授	
	乳婦を対象に	
	及び授乳婦に対	
	し訴求したもの	
	ではない旨	
	疾病に罹患して	
	いる場合は、医	
	師に相談した上	
	で摂取すべき旨	

	医薬品を服用し	
	ている者は医	
	師、薬剤師に相	
	談した上で摂取	
	すべき旨	
3条	科学的根拠を有	「機能性関与成分に関する研究レビュー」をもって科学
	する機能性関与	的根拠を示す要件とするのではなく、対象は最終製品に
	成分及び当該食	限るべきである。
	品が有する機能	【理由】最終製品を製造するにあたり、関与成分の変質
	性	や複数成分の組み合わせによる効果の違いが現れ得る。
		また、過去国民生活センターの商品テストにおいて、商
		品の崩壊性に問題があるものも指摘されている。あくま
		でも最終成分を評価対象とすべきである。
3条	科学的根拠を有	機能性の表示にあたっては、根拠論文等で示された効果
	する機能性関与	に厳格に限定すべきである。
	成分及び当該食	【理由】現在のいわゆる健康食品の表示、広告はほのめ
	品が有する機能	かし・暗示等に満ちており、消費者の正当な判断を阻害
	性	している。消費者の誤認を招かないために、ガイドライ
		ン等で厳格な表示を義務付けるべきである。

注意事項

- ① ※印の項目は必ず記入してください。
- ② 1つの御意見に対し1行で記載ください。(行が足りない場合は追加してください。)
- ③ 第3条、第18条、別表第十九の表に関する御意見については、それぞれの表の該当項目名(例:「機能性表示食品である旨」、「科学的根拠に基づく機能性関与成分及び当該食品が有する機能性」等)を上記の表の「項目」欄に記載ください。それ以外のところに関する御意見については、記載する必要はありません。
- ④ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- ⑤ 御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。